岩手県林業改良普及協会会則(案)

改正 昭和42年5月27日 (第8条、第9条)

改正 昭和46年5月14日 (第12条)

改正 昭和48年5月23日 (第9条)

改正 昭和61年6月13日(")

改正 平成3年6月4日 (第8条、第9条)

改正 平成9年6月4日 (第9条)

改正 平成13年5月22日 (第3条、第9条)

改正 平成16年6月8日 (第9条)

改正 平成17年6月14日 (第9条)

改正 平成18年6月14日 (第9条)

改正 平成28年6月15日 (第12条)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、林業関係者に林業技術を普及し、岩手県における林業、林産業の進歩発達と併せて 関連産業の振興、文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第2条 この会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
 - 1. 科学技術に立脚する林業政策の推進
 - 2. 郡(市を含む)を地域とする林業改良普及協会又はこれに準ずる団体(以下「地区協会」という)との連絡協調
 - 3. 林業技術の改良に関する普及宣伝及び指導
 - 4. 林業、林産業に関する調査研究及び連絡
 - 5. 科学技術関係諸団体との連携と産業振興に対する協力
 - 6. その他本会の目的達成に必要な事項

(名称及び事務所)

第3条 この会は岩手県林業改良普及協会と称し、事務所を盛岡市におく。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 この会は、本会の趣旨に賛同する個人又は団体等をもって組織する。

(会 員)

- 第5条 この会の会員は、普通会員、特別会員及び賛助会員、全国協会賛助会員、全国協会年講読会員 とする。
 - 1. 普通会員とは各地区協会の会員たる者
 - 2. 特別会員とは市町村、森林組合、林産業団体、青少年団体又はその他の団体が団体として加入す

る者

- 3. 賛助会員とは、本会を特に賛助して、別に定める一定額以上の会費を納入した者
- 4. 全国協会賛助会員とは、本会並びに全国協会事業を特に賛助して、別に定める一定額以上の会費を納入した者
- 5. 年講読会員とは、本会並びに全国協会事業を賛助して、年決めで加入し、別に定める一定額以上 の会費を納入した者

(入会及び退会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込書を、退会する者は退会届を提出しなければならない。 (資格の喪失)

- 第7条 会員で次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。
 - 1. 会員が死亡したとき
 - 2. 退会したとき
 - 3. 会則に違反したとき
 - 4. 会の事業を妨げ、又は名誉をき損したとき

第3章 役職及び顧問

(役 員)

第8条 この会に次の役員をおく。

- 1. 会 長 1人
- 2. 副会長 2人
- 3. 理 事 若干人(会長、副会長及び常任理事1人を含む)
- 4. 監 事 2人

(役員の選出及び任期)

- 第9条 理事、監事は総会で選出し、会長、副会長は理事の互選による。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、副会長のうち1人は岩手県農林水産部林務担当技監の職にある者をこれにあて、常任理事は岩手県農林水産部森林整備課総括課長の職にある者をこれにあてる。
 - 3. 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
 - 4. 役員は任期満了後といえども後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員の職務)

- 第10条 役員の職務は次のとおりとする。
 - 1. 会長は会を代表し、会務を統轄する
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する
 - 3. 理事は理事会を組織し、会の運営に関する事項を議決する
 - 4. 常任理事は総会の決議又は理事会の決定事項等を、会長の指示を受けて常時会務を処理する
 - 5. 監事は会の事務を監査する

(顧 問)

第11条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第12条 この会の事務を処理するため岩手県農林水産部森林整備課に事務局を置く。

第4章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議は総会及び理事会とする。

(総 会)

第14条 総会は毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

(総会の成立)

第15条 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければならない。ただし、この場合書面をもって出 席及び議決にかえることができる。

(総会の議決事項)

- 第16条 総会では次の事項を議決する。
 - 1. 事業計画及び収支予算
 - 2. 事業報告及び収支決算
 - 3. 役員の選任
 - 4. 会則の変更
 - 5. その他会の運営上重要と認める事項

(理事会)

- 第17条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集し、下記の事項を附議する。理事会は、理事の2分の 1以上出席しなければ成立しない。ただし、出席及び議決に関しては第15条ただし書を準用する。
 - 1. 総会に附議すべき事項
 - 2. 総会において委任された事項
 - 3. その他会務執行上必要な事項

(議事)

第18条 会議の議長は、会長がこれに当たり、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは 議長はこれを決める。

(議事録)

第19条 総会及び理事会には、議事録を作らなければならない。 議事録には署名委員2人以上が署名しなければならない。

第5章 代議員

(代議員の選出)

第20条 普通会員は、地区協会地域内の会員の中から代議員を選出する。

(代議員の定数)

第21条 代議員の定数は、会員の数を勘案して総会で決める。

(代議員の職務)

第22条 代議員は、地区協会の地域内の会員を代表して総会に出席し、議事を議決する。

第6章 会 計

(経費)

第23条 この会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第24条 会費及びその徴収方法は総会で決める。

(会計年度)

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第7章 附 則

- 1. この会則の施行に必要な細則は、理事会で別に定める。
- 2. この会則は、昭和30年6月30日から施行する。